

健 第 960 号
令和3年11月18日

各市町村長
岩手県国民健康保険団体連合会理事長

} 様

岩手県保健福祉部長

国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱及び関連通知の
廃止について

平成24年12月6日付け健第1317号により通知した標記補助金については、令和3年12月31日までとする事業対象期間を延長せず、別添のとおり補助金交付要綱を廃止することとしましたのでお知らせします。

併せて、平成24年12月6日付け健第1318号岩手県保健福祉部長通知「国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱第2条に規定する「知事が定める基準」について」についても廃止することとしますのでお知らせします。

なお、標記補助金交付要綱及び上記通知の廃止年月日については、本年度の補助金交付手続の終了後とするため、令和4年4月1日としますので、併せてお知らせします。

担当	健康国保課	国保担当	外館
TEL	019-629-5479		
FAX	019-629-5474		
E-mail	m-todate@pref.iwate.jp		
	m-todate@pref.iwate.lg.jp		

国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱を廃止する要綱

国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による廃止前の国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。